

じんけん通信

平成 30 年(2018 年)11 月(第 127 号)

今月号は、平成 30 年 9 月 17 日(月曜日・祝日)に、大津市で開催しました「じんけんフェスタしが 2018」について特集します！



すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指し、県ではさまざまな啓発活動を実施しています。その一環として、毎年9月の「同和問題啓発強調月間」に総合的な啓発イベント「じんけんフェスタしが」を開催しています。

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」が施行された平成13年からスタートし、18回目となる今年は、ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センターで開催しました。

「多様性を認め合う共生社会」をテーマに、「みんなちがってええやん 100人いたら100の個性」をスローガンとして掲げ、日本文学研究者・国文学研究資料館長のロバート キャンベルさんに「『ちがいがい』を持つ人々との素敵な日々に向けて」と題し、ご講演いただきました。

株式会社情報文化総合研究所の佐藤佳弘さんを講師にお招きした「インターネットと人権啓発研修会」や歌のお姉さん「ぼんぴんず」によるステージイベントなど、大人も子どもも楽しめる催しも同時実施。約800人の方々にご来場いただき、人権の大切さについて感じ、考えていただくことができました。

特集 じんけんフェスタしが 2018

～みんなちがってええやん 100人いたら100の個性～



琵琶湖を望むピアザ淡海は、開場前の12時からロバート キャンベルさんの講演とインターネット人権啓発研修会の整理券を求める人でいっぱいになり、熱気に包まれていました。

そして、いよいよ12時30分、「じんけんフェスタしが2018」がスタート！

滋賀県人権啓発キャラクター「ジンケンダー」や法務省の人権イメージキャラクター「人KEN まもる君・あゆみちゃん」が出迎えてくれました。

会場には、スタンプラリーやバルーンアートのプレゼント、ぬり絵の展示や人権啓発ブース展示など、子どもも大人も一緒に楽しめる催しやコーナーがいっぱい。

バルーンを手にしながらスタンプラリーをまわる子どもたちやブース展示を見る人たちでいっぱいになりました。



【ピアザホール・ステージ】

◆歌のお姉さん「ぽんぴんず」のおはなし劇場

最初の催しは、歌のお姉さん「ぽんぴんず」のステージイベント。オリジナル曲や「人権」にも関係のある曲を含む全7曲とオリジナルミュージカル「泣きべそちょきべえ」を披露してくださいました。市内の幼稚園・保育園の園児からのリクエスト曲「夢をかなえてドラえもん」や映画トトロの主題歌「さんぽ」。「手のひらを太陽に」は手話で歌ってくださいました。会場にはお子さん連れのご家族がたくさん観に来られ、一緒に歌ったり、音楽にあわせて踊ったりと、楽しんでいただきました。



◆講演「『ちがい』を持つ人々との素敵な日々に向けて」

ロバート キャンベルさん（日本文学研究者／国文学研究資料館長）



講演は、「人権とは、人が生まれながらに持っている様々な自由や社会に参画する権利のことですが、私たちはその権利が奪われたり脅かされたりした時に初めて、“人権”という言葉を取り出すような気がします」というお話で始まりました。

キャンベルさんは、人権を少し違う角度から見ると「自分と他人との違いを認識することから人権に関わる全てのことがはじまるのではないか」と続けられ、ご自身が研究され

ている和歌やご自身の経験などを交えながら、他人との違いをオープンにすることや違いを認め合うことの大切さについて語られました。

また、日本社会には独特の文化があり、「違いを減らしてみんな一緒に仲良くある目的に向かって力を合わせていこう」という部分と、「様々な場面で人との違いを感じて自分の力を十分に発揮できなくなる」という部分があるとして、こうしたことは突き詰めると基本的な人権の話になると思う。

さらに、「日本ではセクシュアリティや所得の違い、様々な疾患など、目に見えない違いに対する理解がまだ十分に深まっていない可能性があるのではないか」とした上で、再来年の東京オリンピック・パラリンピックに向け世界中からたくさんの方が来られる中で、日本での多様性の理解や認識が問われるに違いない。

そして、多様な人々が日本社会のメンバーの1人として、その能力を十分に発揮できるようにしていくこと、そのためにお互いの違いを知り、違いを認め合い、考え直したり調整したりすることが人権の非常に重要な部分であるというお話がありました。

最後に「日本は住む国として素晴らしいと思うので、一人ひとりが一層、気持ちよく、明るく生きていけるにはどうすればよいのか、一緒に考えていこうではありませんか」と呼びかけてくださいました。



【305会議室】

◆インターネット人権啓発研修会「インターネットと人権侵害」

佐藤 佳弘さん(武蔵野大学名誉教授/株式会社情報文化総合研究所代表取締役)

会場は満員。近年、インターネットによる人権侵害が深刻になる中、皆さんの関心の高さがうかがえました。

研修では、インターネット上の人権侵害の中でも特に、「さらし(個人情報の流出やプライバシーの侵害)」を中心に解説をいただきました。

具体的な例として、安易に投稿した自分や友人の写真が無断で出会い系サイトに使用されてしまった事例や、悪ふざけで行った投稿が炎上し、投稿者の個人情報が暴かれ、個人情報が流出してしまった事例などが紹介され、インターネットへの何気ない投稿が、自分自身を被害者にも加害者にしてしまう可能性があること、また、インターネットの特性と



して、一度掲載した情報がどれだけ広範囲に広がり、簡単には消せないものなのかをわかりやすく説明していただきました。



さらに、インターネット上の人権侵害に関わる現在の法整備について解説し、法律で解決できることとできないことを話された上で、まず「私たち一人ひとりにできること」として、「ネット、スマホを使ってもなくても被害にあう可能性がある」という意識をもつことの大切さや写真を安易に投稿しないこと、事実確認をせずに情報を転載したりリツイートしたりしないこと、SNSでも内輪話をしないこと、などを紹介

いただきました。また「さらし」の被害者に自分になってしまっていないか、早期発見する方法や、被害者になってしまった場合の対処の仕方についてもお話をいただきました。

「インターネット」や「人権侵害」と聞くと、「難しい」「とっつきにくい」というイメージがありますが、クイズや動画、具体的な数値や事例を交えた大変わかりやすいご講演でした。

※佐藤 佳弘さんには、[ふれあいプラスワン（滋賀県広報誌：滋賀プラスワン）9・10月号（Vol.175）](#)でもお話を伺っていますので、併せてご覧ください。

【大会議室】

◆関係機関・団体による啓発展示コーナー

滋賀県人権施策推進課のブースでは、ジンケンダーとモラルンのパペット人形がみんなを歓迎！たくさんのおともたちがジンケンダーのパズルやぬりえを楽しんで、「ぽかぽかことば（言われると嬉しくなって心があたたかくなる言葉）」もたくさん書いてくれました。



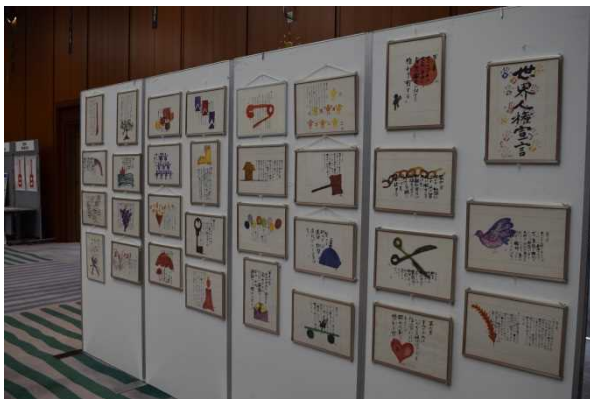
[滋賀県人権啓発ネットワーク協議会](#)のブースでは、人権擁護委員の皆さんが動物や傘などのカラフルなバルーンアートを作って子どもたちにプレゼント。毎年たくさん子どもたちが集まる大人気のコーナーです。



公益財団法人滋賀県人権センターのブースでは、いろいろなだまし絵にチャレンジしてもらったり、絵本を読んでもらったりすることを通して、思い込みや偏見をなくしていこうということを伝えておられました。



また、会場では今年 70 周年を迎えた「世界人権宣言」のパネルや、人権啓発冊子「こころやわらかく」を拡大したパネルなどを展示し、県民の皆さん一人ひとりが日常生活の中で人権に関心を持ち、具体的に行動することの大切さを訴えました。



その他、数多くの機関・団体の方に出展いただいたブースでは、それぞれの啓発パネルやリーフレットを展示・配布。来場者にさまざまな人権課題に触れ、学ぶ機会を提供していただきました。



◆ぬりえ展示コーナー

大会議室前のホワイエには、会場近隣の保育園・幼稚園に通う4歳児、5歳児のみなが描いてくれたいろいろな色のジンケンダーがいっぱい並び、会場を彩ってくれました。

本来のジンケンダーの色である赤色だけではなく、自由な発想で、カラフルに、どれもとても上手にぬれていました。



【304会議室】

◆「聴導犬ポッキー」のおしごと

◆手話ではなそう

聴導犬は、生活をしていく上で必要なさまざまな音を覚え、聴覚に障害のある方に音を知らせて生活をサポートする犬のことで。当日は、聴導犬のポッキーが聴覚に障害のある方に目覚ましの音が鳴ったことを知らせる訓練など、普段の訓練の様子を実演してくれました。ポッキーのおしごとにも子どもたちは興味津々でした。

その後は、「こんにちは」といった基本的なあいさつなどの手話を学びました。声を使わずに伝えるには、相手ときちんと向き合ってわかりやすく伝えようという気持ちと工夫が必要ですが、これはコミュニケーションを取るとき全てに共通したとても大切なことですね。



【303会議室】

◆世界の民族衣装を着てみよう

◆世界各国の生地を使ってしおりを作ろう

どれを着よう、どんなしおりにしようかと楽しみながらいろいろな国の文化に触れ、多様性についても考えていただくことのできる大人気のコーナーでした。



【301・302 会議室】

◆飲食・物販コーナー

県内4つの事業所が出店し、自慢のお菓子やパンを販売していただきました。あれもこれもおいしそうで、どれを食べようか悩んでしまうくらいいろいろな種類が並んでいました。



<じんけんフェスタしが2018を振り返って>

今年のじんけんフェスタは「多様性を認め合う共生社会」をテーマに開催しました。

私たちは、年齢や性別、病気・障害の有無、国籍など、みんなが一人ひとりちがいます。

まずはお互いのちがいを知ること。そしてそのちがいを認め合い、助け合いながら、その人がその人らしく、地域で共に生きることができるよう、みんなで一緒に考え、取り組んでいきたいものです。

人権は私たち一人ひとりにとっても身近で大切なものです。県では、じんけんフェスタのほかにも研修会を開催したり、ジンケンダーが登場するテレビCMやポスターを作ったりと、さまざまな人権啓発を行っています。きっと楽しく人権について学んでいただけたと思います。これからもぜひ、チェックしてみてくださいね。



人権カレンダー 11月

● 児童虐待防止推進月間

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況です。児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題です。月間中は児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、厚生労働省が地方公共団体や民間団体などと連携して、集中的に広報・啓発などを行います。

- **子供・若者育成支援強調月間**

月間中はさまざまな行事や広報活動などが行われます。この機会に、子供・若者育成支援について、一人一人が自らの問題として、家庭や学校はもちろん職場や地域社会などでも考えてみませんか。

- **過労死等防止啓発月間**

過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めます。全国48会場で「シンポジウム」を行うほか、無料の電話相談を行います。

- **1日 滋賀教育の日**

県民がこぞって滋賀の教育について考える機運を高め、社会全体で子どもの育ちを支える環境づくりを促進することを目的に、平成18年（2006年）に制定されました。県民をはじめとして、地域、企業、学校など、教育に関係する機関・団体それぞれが主体的に取り組み、互いに連携・協力して「滋賀教育の日」の趣旨の普及・啓発を図ります。

- **4日～17日 福祉人材確保重点実施期間**

広く福祉・介護サービスについての理解を深めるとともに、福祉人材の確保・定着を図る観点から、介護の日（11月11日）を中心として定められています。期間中は、全国各地で関係団体などによる、さまざまな行事が開催されます。

- **11日 介護の日**

介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者およびその家族などを支援するとともに、地域社会における支え合いや交流を促進するため定められました。この日には、全国各地で関係団体などによるさまざまな行事が開催されます。

- **11日～24日 家族の週間 / 18日 家族の日**

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、バランスの取れた総合的な子育て支援を推進するとともに、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さを国民一人ひとりが理解することが必要です。この機会に、家族や地域の大切さについてみんな考えてみませんか。

- **12日～25日 女性に対する暴力をなくす運動**

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力の根絶を目的としています。

- **12日～18日 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間**

全国の法務局・地方法務局では、専用相談電話「女性の人権ホットライン（0570-070-810 [ゼロナナゼロのホットライン]）」を設置して、女性をめぐるさまざまな人権問題についての相談に応じています。週間中は、平日の電話相談受付時間を延長し、土・日曜日も電話相談に応じます。事前の手續は不要です。相談は無料で、秘密は厳守します。

- **20日 世界のこどもの日**

昭和29年（1954年）、国連総会は全ての加盟国に対し「世界のこどもの日」を制定して、子どもたちの世界的な友愛と相互理解の日に、また世界の子どもたちの福祉を増進させる活動の日に当てるよう勧告しました。一般的には「子どもの権利宣言」「子どもの権利条約」が採択された11月20日に制定されていますが、日本は5月5日のこどもの日を日本版「世界のこどもの日」としています。

- **25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー**

国連総会は平成11年（1999年）の決議で、各国政府や国連機関、NGOが一般の意識を高めるための活動をこの日に行うよう促しました。女性運動活動家たちは、ドミニカ共和国の政治活動家ミラバル三姉妹が暗殺されたこの日を暴力反対の日としています。

- **25日～12月1日 犯罪被害者週間**

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害に加え、社会の無理解・無関心などから配慮に欠けた対応をされるなど、二次的な被害にも苦しめられています。このような犯罪被害者等の置かれた状況について国民が理解を深め、犯罪等による被害について考える機会として定められました。期間中、全国各地で広報啓発行事を行い、犯罪被害者等への理解・配慮・協力を呼びかけます。

ジンケンダーのちょっと一言

たくさんの方が来てくれてとてもうれしかったのだー！！

県内では、他にもさまざまな[人権に関する講座やイベント](#)が開催されているので、ぜひ参加してみてください。

自分も周りの人もみんなが笑顔で暮らしていけるように、「一人ひとりの人権を大切にすること」について考えてみてほしいのだー！

